

規制影響分析書要旨

規制の名称	「所在不明の年金受給者に係る届出義務化」について	
主管部局・課室	年金局事業管理課(中村博治課長)	
評価実施時期	平成24年3月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>近年、住民基本台帳に登録されているにもかかわらず、所在が不明である方や既に死亡していた方の存在が明らかとなり、このような方々に対して年金を支給し続けていることが社会的な問題になっています。</p> <p>年金は一身専属の権利であり、本来、ご本人のみが受け取ることができるものであるため、所在不明の場合など、ご本人の生存が明らかでないことを把握した場合には、以前から、年金の支給を差し止めることとしてきました。</p> <p>しかし、生存が明らかでないことを把握する手段は、現在、ご家族からの任意のご報告があった場合などに限られています。</p> <p>このため、厚生労働省令において、年金の支給を受けている方の所在が明らかでなくなった場合に、その方と同じ世帯に属していた方がその旨を届け出なければならぬことを規定し、年金給付の事務の適正化を図ることを予定しています。</p> <p>これを可能にするため、国民年金法及び厚生年金保険法の届出義務の規定を改正し、届出義務の対象者に、年金の支給を受けている方と同じ世帯に属する方を追加することとします。</p> <p>なお、所在が明らかでなくなった旨の届出があった場合には、その方の生存を確認する手続を踏んだ上で、年金の支給を一時差し止めることとなりますが、その後、その方の生存が明らかになった場合には、差し止めていた過去の年金給付についても遡って支給することとなります。</p>	
	(根拠条文)	国民年金法(昭和34年法律第141号)第105条第3項、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第98条第3項 ※ 今般の法律改正により、上記条項を改正。
想定される代替案	年金の支給を受けている方の生存を確認するため、毎年、ご本人に対し、生存を確認するための書類の提出を求めることとします。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>年金の支給を受けている方の所在が明らかでなくなった場合に、その方と同じ世帯に属する方に、届出を行うための費用が発生します。</p> <p>なお、警察に行方不明者届を提出された方(平成22年で80,655人)のうち、年金の支給を受けている方の数が明らかではなく、また、行方不明者届を提出された方以外にも、所在が明らかでなく存在するものと考えられるため、年金の支給を受けている所在不明者の数が把握できず、金銭価値化した遵守費用を推計することは困難です。</p>	<p>年金の支給を受けているすべての方(約3,800万人)に、毎年、届出を行うための費用が発生し、郵送費用(1枚当たり50円)だけを考えると、50円×3,800万人=19.0億円程度の費用が発生することが見込まれます。</p>

(行政費用)	届出の受理に係る事務費用が発生しますが、所在が明らかでなくなる方の数は限られており、大きな事務費用は発生しないものと考えられます。	年金の支給を受けているすべての方(約3,800万人)に対して、毎年、届出用紙を送付することにより、郵送費用(1枚当たり約80円)だけを考えても、80円×3,800万人=30.4億円程度の費用が発生することが見込まれるとともに、その他、その届出を受理し、届出をしていない方の確認等を行う事務が発生するため、大きな事務費用が発生するものと考えられます。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないと考えられます。	その他の社会的費用は発生しないと考えられます。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(国民への便益)	年金の支給を受けている方の所在が明らかでなくなった後、死亡していることが明らかとなった場合には、死亡の時期以降に支払われた年金給付について、遺族(相続人)の方に返還を求めることになっています。 これについて、所在が明らかでなくなった時点で適切に支給を差し止めることにより、遺族(相続人)の方に、過大な額の年金給付の返還を求めることを防止することができます。	同様に、所在が明らかでなくなった時点で適切に支給を差し止めることにより、遺族(相続人)の方に、過大な額の年金給付の返還を求めることを防止することができます。
(社会への便益)	年金の支給を受けている方の所在が明らかでなくなり、生存の確認がとれなくなった時点で早期に年金給付の支給を差し止めることにより、年金給付の過払いを抑制することができ、適正な年金給付が実現されるとともに、年金財源に対する影響の観点からも、公益上の便益が生じることとなります。	年金の支給を受けている方の所在が明らかでなくなり、生存の確認がとれなくなった時点で早期に年金給付の支給を差し止めることにより、年金給付の過払いを抑制することができ、適正な年金給付が実現されるとともに、年金財源に対する影響の観点からも、公益上の便益が生じることとなります。
分析結果	代替案と本規制案では、期待される効果は同じですが、代替案の方が、個人と行政の双方に大きな費用が発生することから、代替案と比べ、本規制案の方が適切であると考えられます。 また、本規制案について便益と費用を比較しても、届出を行うための一定の費用が発生しますが、年金給付の過払いを防止し、適正な年金給付の実現に資するものであるため、費用より便益の方が大きいものと考えられます。	
有識者の見解その他関連事項	社会保障審議会年金部会(平成24年2月6日)において、制度運営上の改善事項として、以下のとおり報告しています。 ○所在不明高齢者に係る届出義務化 (具体的な改正内容) ・年金受給者の所在が明らかでない場合に、同居の親族等に対して、所在不明である旨の届け出を義務化し、年金支給の一時差止めを行う。	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	改正法案の附則において、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていきます。	
備考	—	